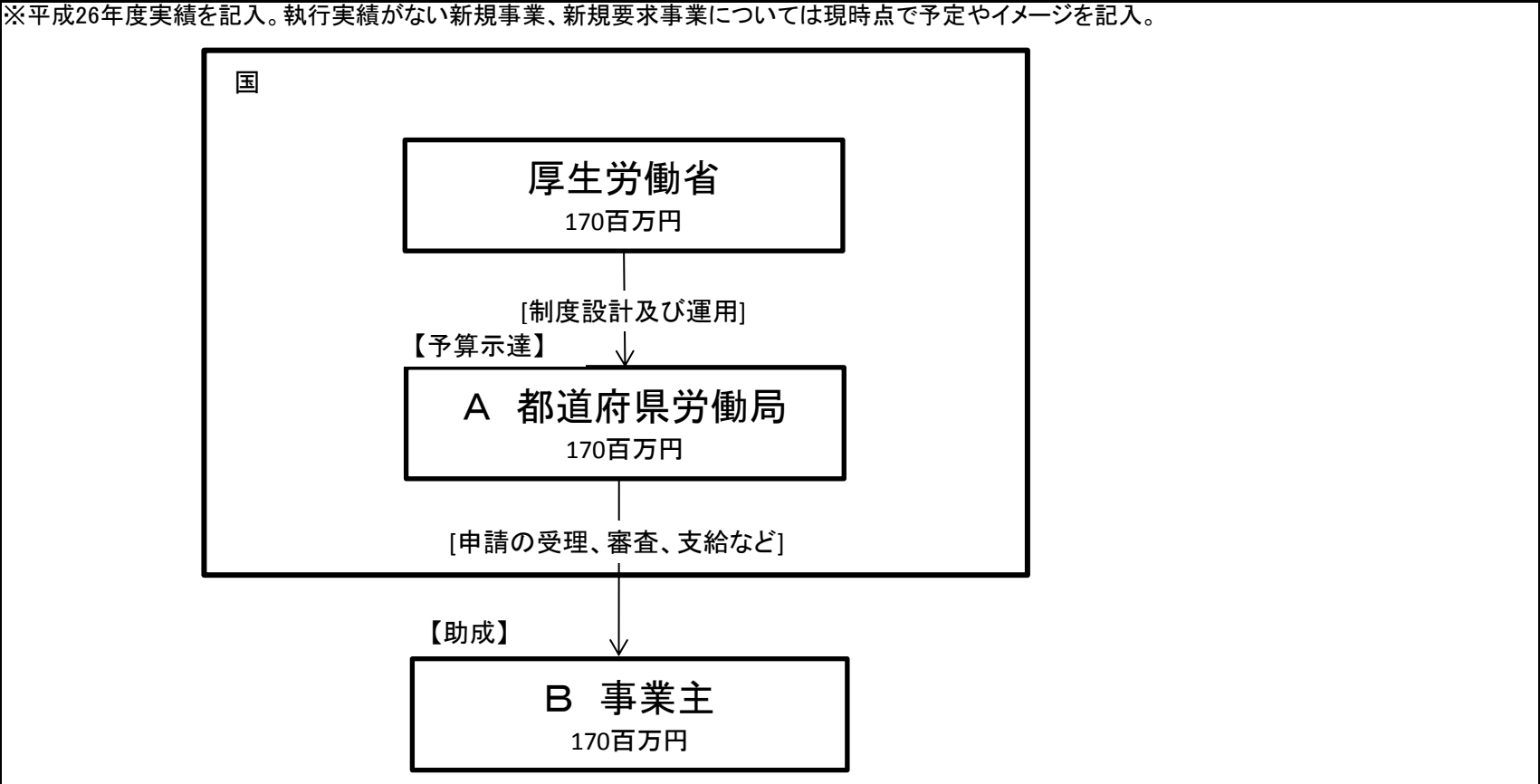


平成 2 7 年度行政事業レビューシート（厚生労働省）												
事業名		障害者雇用安定奨励金			担当部局庁		職業安定局雇用開発部			作成責任者		
事業開始年度		平成 2 5 年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室		障害者雇用対策課地域就労支援室			地域就労支援室長 畑 俊一		
会計区分		労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名		Ⅳ－３－１ 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第118条の3			関係する計画、 通知等		－					
主要政策・施策		障害者施策			主要経費		社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		障害者を雇入れ、その障害者を支援する者を配置する事業主や、特に職場適応に困難を抱える障害者に対し計画に基づく支援を行う事業主等に対して奨励金を支給することにより、障害者の雇用の職場定着・職場適応を図る。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)		障害者の職場定着を図るため、障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対して、1ヶ月につき対象労働者1人あたり、大企業の場合3万円(短時間労働者は1. 5万円)、中小企業の場合4万円(短時間労働者の場合2万円)を乗じた額の助成を行う。 また、障害者の職場適応を図るため、訪問型職場適応援助者による支援を実施する事業主に対しては、支援計画に基づいて支援を行った日数に、日額単価16,000円(支援時間が4時間未満の場合は8,000円)を乗じた額の助成を行い、企業が籍型職場適応援助者による支援を実施する事業主に対しては、支援計画に基づいて支援を行った月数に、大企業の場合6万円(短時間労働者は3万円)、中小企業の場合8万円(短時間労働者は4万円)を乗じた額の助成を行う。また、一定の要件を満たす場合は、職場適応援助者養成研修に関する受講料の1／2の額の助成を行う。										
実施方法		直接実施										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求				
		予算 の 状 況	当初予算	－	84	285	630	1,036				
			補正予算	－	－	－	－					
			前年度から繰越し	－	－	－	－					
			翌年度へ繰越し	－	－	－	－					
			予備費等	－	－	－	－					
		計		0	84	285	630	1,036				
		執行額			14	170						
執行率（％）		－	17%	60%								
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)		定量的な成果目標		成果指標			単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度	
		27年度に助成金を活用して職場定着・職場適応に必要な支援を提供された対象労働者のうち、6カ月継続雇用された割合を80％とする。		対象労働者のうち6カ月継続雇用された労働者の割合80％		成果実績	％	－	95	96		
						目標値	％	－	60	95	80	
						達成度	％	－	158%	94%		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
		助成金を活用して職場定着・職場適応に必要な支援を提供された対象労働者数			活動実績	件	－	383	467			
					当初見込み	件	－	650	650	3,504		
単位当たり コスト		算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
		単位当たりコスト＝364,026円(X／Y) X:「執行額」 Y:「雇入れ件数」			単位当たり コスト	円	－	36,554	364,026	212,900		
					計算式	X／Y	－	14百万円／383件	170百万円／467件	746百万円／3,504件		
平成 2 7・2 8 年度 予算 内 訳 (単位:百万円)	費 目		27年度当初予算		28年度要求		主な増減理由					
	助成金		746		1,036		平年度化に伴う増。					
	計		746		1,036							

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を目的として実施しており、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、国が行う職業紹介と一体的に実施しているものであり、国が実施すべき事業である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を目的として実施しており、広く国民のニーズがあり、その点において、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者である事業主の負担を考慮した必要な経費を負担するものであり妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	事業主の負担を考慮した必要経費の支給となっており、水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	助成金の支給に必要な経費に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		△	奨励金のメニューが事業主のニーズと乖離があったこと等により、助成金の支給実績が見込みを下回り、不要率が大きくなった。		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	障害者の雇用対策を実施している労働局において、一体的に助成金を支給することにより、効率化を図っている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果実績は目標を上回っており妥当である。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	障害者の雇用対策を実施している労働局において、一体的に助成金を支給することにより高い効果を確保している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	奨励金のメニューが事業主のニーズと乖離があったこと等により、活動実績が見込みを下回った。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	本助成金を活用して雇入れられた者のうち一定期間継続雇用された労働者の割合については、89%(達成度94%)となっており、精神障害者等の雇用の促進・安定が一定程度図られている。なお、助成金の活用について周知を図った結果、雇入れ件数の増加がみられたものの、見込みを下回った。				
	改善の方向性	事業開始年度以降、本奨励金のメニューが事業主のニーズと乖離があったこと、採用段階では定着支援の重要性に関する認識が十分ではなく、助成金の要件に該当する手厚い措置までを事業主が必要とは考えなかったことなどにより、助成金の申請者が当初見込みを下回り、支給実績が低調となった。このため、27年度からは、活用が低調であった精神障害者が働きやすい環境整備に対する助成金メニューを廃止したほか、事業主のニーズを踏まえ、職場支援員を配置する事業主に対する助成金の対象となる障害類型や支援者の配置方法の拡大、職場適応援助者による支援に対する助成金メニューの新設するなど、抜本的な見直しを行った。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	改善の方向性は妥当であり、引き続き、事業の適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	新25-0060	
平成25年度	新25-048	平成26年度	576			

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	事業主に対する助成金の支給	38.7	－	－
2	福岡労働局	事業主に対する助成金の支給	15.1	－	－
3	愛知労働局	事業主に対する助成金の支給	14.1	－	－
4	神奈川労働局	事業主に対する助成金の支給	12	－	－
5	大阪労働局	事業主に対する助成金の支給	7.6	－	－
6	北海道労働局	事業主に対する助成金の支給	6.8	－	－
7	埼玉労働局	事業主に対する助成金の支給	6.4	－	－
8	長野労働局	事業主に対する助成金の支給	6.3	－	－
9	京都労働局	事業主に対する助成金の支給	5.9	－	－
10	静岡労働局	事業主に対する助成金の支給	5.1	－	－

B

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	障害者雇用に関する助成金の支給	4.7	－	－
2	B社	障害者雇用に関する助成金の支給	3.7	－	－
3	C社	障害者雇用に関する助成金の支給	3.2	－	－
4	D社	障害者雇用に関する助成金の支給	3.1	－	－
5	E社	障害者雇用に関する助成金の支給	2.6	－	－
6	F社	障害者雇用に関する助成金の支給	2.6	－	－
7	G社	障害者雇用に関する助成金の支給	2.3	－	－
8	H社	障害者雇用に関する助成金の支給	2.2	－	－
9	I社	障害者雇用に関する助成金の支給	2.2	－	－
10	J社	障害者雇用に関する助成金の支給	2.1	－	－